

第9回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和元年8月19日（月）

船橋市保健福祉センター健康診査室

〔議題〕

○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

○開会後

1. 改正動物愛護管理法について
2. 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討について
3. その他
 - (1) 市民意識調査について
 - (2) 総合防災訓練について
 - (3) 次回の会議について

〔開会前〕

1. 事務局説明

本日、欠席者なしの旨報告があった。

また都道府県等の措置等の拡充、マイクロチップの装着等、市の動物愛護管理行政に直結する部分について改正が行われたと受け取っています。

国においては、改正法の施行に向けて、動物の適正な飼養管理方法に関する検討会等、様々な検討が今後進められていくということですが、今後もこの動向を注視したいと考えています。

これまでこの会議において、本委員の皆様方に本市における動物愛護管理、特に猫の関係について、十分にご議論を進めていただいているところですが、先ほども申し上げたように、動物愛護管理法の改正の影響をやはり受けることもあるので、本日の会議の進め方としては、まず改正法の説明を行い、その後これまでの論点整理等をさせていただき、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の改正について具体的なご議論をお願いすることになります。

委員の皆様方におかれましては、時間も限られておりますが、様々な観点から活発なご議論ご提案をお願いします。

終わりになりますが、今後とも本市の動物愛護管理行政にご協力を願いして、第9回目の会議開催の挨拶とさせていただきます。

2. 保健所長あいさつ

○保健所長 船橋市保健所長の筒井でございます。委員の皆様方におかれましては、日頃本市市政に対するご支援ご協力をいただいていることを、そして本日はご多忙の中、第9回目の会議にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

会議の開催に当たりまして、私から一言ご挨拶させていただきます。

先般、6月19日に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が公布されました。いわゆる動物愛護管理法ですが、これは昭和48年に議員立法で制定され、その後平成11年、17年、24年に法改正が行われ、今回4回目の改正となりました。

今回の改正では、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進、動物の適正飼養のための規制の強化、

本日はどうぞよろしくお願いします。

.....

14時5分開会

会議の公開・非公開、傍聴者について

森会長から、本日の会議は公開とすること、2人の傍聴申し出があつたことの報告があつた。

[傍聴者入室]

1. 改正動物愛護管理法について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 議題1「改正動物愛護管理法について」説明する。資料1をご覧ください。

令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」が公布された。船橋市動物の愛護及び管理に関する条例は、動物愛護管理法に基づく必要な事項を定めるものであるので、条例改正の検討にあたり、まずは、改正動物愛護管理法の概要について説明する。

なお、資料1については、環境省が令和元年7月時点版として公表している資料を抜粋した資料です。

次のページから、具体的な内容を説明する。

法の施行日は、公布から1年以内とされている。

ただし、以下の2つについては施行日が違つてお
り、公布から2年以内とされているのが、

- ・環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準
- ・出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制です。

公布から3年以内とされているのが、マイクロチ
ップの装着・登録義務等のマイクロチップ関連の事
項全般です。

次のスライドをご覧ください。

法第7条に関する事項になる。事前に、改正部分
を朱書きした、改正法全文をお配りしている。スラ
イドに示した条項部分をご覧いただくと、改正部分

が朱書きしてあるのでご参照ください。

なお、スライドにおいては、必ずしも改正部分全
てが朱書きされておりませんので、詳しくは法全文
をご覧いただきますようお願いします。

飼養・保管等の基準ですが、法第7条で責務規定
が定められており、その中で環境大臣は基準を定め
ることができるとされている。現行では、以下の、
家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物の基準が
定められている。法改正により、これらの基準を遵
守する責務があることが明確化された。

次のスライドをご覧ください。

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等で、
環境省令で定める遵守基準が法律に具体的に明示さ
れた。遵守すべき事項として7項目が規定され、

- ①飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及
び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- ②動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に關
する事項
- ③動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事
項
- ④動物の疾病等に係る措置に関する事項
- ⑤動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- ⑥動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖
の用に供することができる動物の選定その他の動物
の繁殖方法に関する事項
- ⑦その他動物の愛護及び適正な飼養に關し必要な事
項、とされている。

なお、犬猫については、これらの基準は、できる
限り具体的なものでなければならないとされており、
公布後2年以内に施行することになっているので、
環境省で現在開催している検討会の中で基準の明確
化、具体化が図られていく。

次のスライドをご覧ください。

第1種動物取扱業の登録拒否事由についても追加
があった。現行では、第12条第1項第3号で、

- ・登録の取消処分があつた日から2年を経過しない
者とされているものが、5年に増えた。

また、第4号で、

- ・登録を取り消された法人の役員であった者で、取

消後から2年を経過しない者、これも5年になった。

また、第6号で、

- ・各関係法令で罰金以上の刑に処され、その執行後2年を経過しない者について、これが5年になると共に、対象の範囲が拡大され外国為替及び外国貿易法による罰金以上の刑等が対象になった。

また、第8号で、

- ・法人であって、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるものとあり、今後、環境省令で定める使用人については、政省令で具体的に明示されることになる。

次のスライドをご覧ください。

登録拒否事由の追加について、新規の項目についての説明です。第12条第1項第1号、2号で、成年被後見人制度の改正を受け、もともと1号しかなかったものが、2号に増え改正された。

また、第5号の2で、

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

第7号で、

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

第7号の2で、

- ・第1種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

第9号で、

- ・個人であって、その環境省令で定める使用人のうちに第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者があるものと、使用人も対象になるという改正がされた。

次のスライドをご覧ください。

今回の改正で、犬・猫の販売場所を事業所に限定する規定が設けられた。具体的には、第1種動物取扱業者は、動物を購入しようとする者に対し、その事業所において、販売に係る状態を直接見せ、説明を行わなければならないとされた。これによって、販売事業所外での対面説明等が禁止される。

また、勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表することができ、第1種動物取扱業の登録取消後2年間は、勧告、命令、報告徴収、立入検査が可能とされた。

次のスライドをご覧ください。

幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）についてです。現行は、49日だが、改正法施行後は、出生後56日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならないように改正される。なお、天然記念物指定犬の秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬等のいわゆる日本犬については、特例措置で49日とされている。

こちらについては、公布後2年以内に施行されるものになる。

次のスライドをご覧ください。

動物の適正飼養のための規制の強化として、①適正飼養が困難な場合の繁殖防止が義務化された。

具体的には、犬又は猫の所有者は、動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、繁殖防止のために生殖を不能にする手術等の措置を講じなければならないと、努力義務から義務化へ改正された。

次のスライドをご覧ください。

動物の適正飼養のための規制の強化があるが、改正法第25条第1項の本文では、動物の飼養、保管を行っている者のみならず、動物に給餌、給水を行っている者もこの条項の対象となるので、いわゆる餌やり者等もこの条項に基づいた、指導、助言、報告徴収、立入検査の対象となる。

②不適正飼養に係る指導等の拡充として、不適正飼養により、生活環境が損なわれていると認めるときは、原因者に対し指導、助言を行うことができる、とされており、原因者全般への指導権限を付与するかたちとなる。

また、今回の改正により、これまで複数の動物の飼養に起因してとなっていたものが消えた。多頭飼養に限定しない、飼養管理を行う者に限定しないかたちで、問題のある者には指導や立入検査ができるようになった。

③不適正飼養者への立入権限の付与として、不適

正飼養に起因して動物が衰弱する等、虐待のおそれがあると認められる場合に、報告徴収、立入検査の権限が規定された。

次のスライドをご覧ください。

特定動物の規制強化に関することです。今回の改正で特定動物が交雑して生じた動物も、特定動物として扱うこと、また、特定動物の愛玩目的での飼養が禁止されることになった。

次のスライドをご覧ください。

このスライドは、改正に係ることではありませんが、現行の都道府県等による犬猫の引取りの制度の説明になる。

都道府県等は、犬猫の所有者から引取りを求められた場合は、引取りを行わなければならないが、前回の法改正で、引取り拒否に関する事項及び引取り後は譲渡に努めることが規定された。

次のスライドをご覧ください。

今回の改正で、所有者不明の犬猫の引取拒否事由が追加され、引取り拒否ができると位置づけられた。

ただし書きのところで、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができるとされた。

次のスライドをご覧ください。

動物を殺処分する場合の方法について、今回の改正により、前項の必要な事項を定めるに当たっては、第1項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならないということが規定された。

次のスライドをご覧ください。

現行の、動物の殺処分方法に関する指針である。第3にある、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法について、今後議論されていくと思う。

次のスライドをご覧ください。

動物愛護管理法の主な罰則です。愛護動物をみだ

りに殺したり傷つけた者に対し、2年以下の懲役だったところが5年以下へ、また、100万円以下の罰金だったところが500万円以下へと、また、愛護動物をみだりに虐待した者、愛護動物を遺棄した者に対し、1年以下の懲役が加わり、罰則が引き上げられました。

なお、動物の虐待については、今まで通知で示されていたが、今回の改正で法第44条第2項本文に、具体的な例示が追加された。

次のスライドをご覧ください。

都道府県等の措置等の拡充として、このスライドの内容は全て新規に規定された。

①動物愛護管理センターの業務が定められた。動物愛護管理センターが行う業務として、

- (1)動物取扱業の登録、届出、並びに監督
- (2)動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収、立入検査
- (3)特定動物の飼養又は保管の許可、監督
- (4)犬・猫の引取り、譲渡し等
- (5)動物の愛護及び管理に関する広報その他啓発活動
- (6)その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務、とされた。なお、中核市は(4)～(6)に掲げる業務とされている。

また、動物愛護管理担当職員の位置づけの明確化として、名称が、動物愛護担当職員に管理という言葉が加わり、名称の変更があった。

次のスライドをご覧ください。

マイクロチップの装着等の義務化についてです。

①犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録が義務化、

②マイクロチップを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化、

③狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例について、装着されたマイクロチップは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす等が規定、

④都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）

⑤環境大臣による指定登録機関の指定が規定

こちらについては、公布後3年以内に施行となる。

次のスライドをご覧ください。

その他の改正に関することです。

①獣医師による虐待の通報について、これまで努力義務であったものが、義務化されるとともに、遅滞なくという規定になった。

②関係機関の連携の強化ということが規定され、以下に関する自治体への情報提供、技術的助言等が国の努力義務として追加された。

(1)動物愛護管理担当職員の設置に関すること

(2)畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務の担当部局、民間団体との連携強化

(3)地域における犬猫等の動物の適切な管理に関する情報提供、技術的助言です。

次のスライドをご覧ください。

改正に伴う検討事項(附則8、9条)ということで、多くの検討事項が残されています。

- ・動物を取り扱う学校、試験研究・生物学的製剤の製造その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者を、動物取扱業に追加することその他適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討

- ・両生類の販売、展示等の業務実態等を勘案し、規制の在り方について検討

- ・動物取扱業者による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、規制の在り方全般について検討

- ・多数の動物の飼養又は保管の状況を勘案し、周辺の生活環境の保全等に係る措置の在り方について検討

- ・愛護動物の範囲について検討

- ・動物が科学上の利用に供される場合は、動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、利用に供される動物の数を少なくすること等、動物の適切な利用の在り方について検討

とされています。

次のスライドをご覧ください。

附帯決議については、記載のとおりです。

説明は、以上になります。

.....

○森会長 ありがとうございました。法律改正が6月の19日ということで、前回第8回の5月20日に

開催した段階から議論のベースとなる背景が大きく変わってしまい、なおかつ骨格がしっかりと定まったが細かいところは検討を続けていくというような内容だったかと思う。

これについて皆様からご意見または追加の説明を求めることがありましたら挙手をお願いする。市の説明で大体お分かり頂けたか。環境省令が改正されるまでは分からぬとか、検討しますとかそういうような資料なので、具体的にこれがこうなるというところは見えないか。

ただ、今までこの会議で色々な議論を進め、これからどう持っていくべきかと言っていたことの趣旨から考えると、より法律が追いついてきたのかという気がするが、いかがか。駒田委員いかがか。

○駒田委員 もう少し噛み砕いて、それぞれを判断しないと分かり辛い。まだ追いついていない。

○森会長 そうですね。今日追加でいただいた新旧対照表が縦書きの物があるが、市でもこれ以上噛み砕いたものが国からも示されないと、ということでおろしいか。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○森会長 国からも出でないということ。なおかつ、第8回の5月20日から6月19日まで約1ヶ月の間にこの話が出てきたと思うが、法律改正の情報はいつ頃入ったのか。

○動物愛護指導センター所長 6月に、国会の参議院を通過しましたと情報があり、19日に可決され、これが公布されたという情報があったというような流れになっているので、急に出てきたというような感じで、前回の対策会議は5月に開催したが、その後にこれが急に出てきた。

○森会長 わかりました。市役所もびっくりしたというように感じたかと思う。今回の改正を拝見させていただくと、私共がずっと議論してきた内容、餌やりの問題であるとか、かなり法律の中で明確に謳われてきていると感じる。

○南川委員 附則の10条ですが、マイクロチップが装着されている犬及び猫であって、その所有者が判明しないものの所有権の扱いについては検討を加えるとあるが、これはどういう検討状況で、どうなつ

ていくかというのをご存知でしたら教えてもらいたい。

○動物愛護指導センター所長 マイクロチップについてはこちらとしてもどうなるのか気になるところだが、まだ詳しいことが国から示されておらず、この部分については3年後の施行となるので、議員立法ということもあり、環境省もそれについては色々と考えており、それについて私共が今答えるのは難しいところです。

○南川委員 分かりました。所有権の扱いについてどういうことを考えているのかと思って質問した。

○森会長 他にございますか。何かまだはっきりしないところが多すぎて具体的に議論するところがないという気がするが。よろしいか。また、これも読み込んでいくと色々な疑問が出てくるかと思う。この時は市に照会すれば分かる限りお答えいただけるか。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○森会長 ありがとうございます。それでは、この法律改正について分からぬことばかりですが、ご説明いただきましたので、次に議題2に進めていきたいと思うがいかがか。

（「異議なし」の声あり）

2. 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 議題2「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例改正に関する検討について」説明する。資料2をご覧ください。

2ページをご覧ください。船橋市動物の愛護及び管理に関する条例について、動物愛護管理法が平成25年に改正され、また、今年の6月に改正法が公布され、動物の適正飼養の規制の強化や都道府県等の措置などの拡充等が図られている。

市では、依然として、動物に起因する周辺の生活

環境が損なわれる事態や、不適正な飼養に起因する苦情相談が継続し課題となっている。

そこで、動物の所有者等に対する適正飼養に関する規定の拡充、強化及び動物愛護管理法に準じた文言の整理を行い、更なる動物の愛護と適正飼養及び周辺の生活環境の保全の推進を図るため、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」の改正を考えている。

スライド3ページをご覧ください。これまでに検討した条例改正の主な内容になる。前回の会議では、論点1から6に分け協議していただいたが、再度、論点を条例の形式に合せ、1から8へ振り分けた。次のスライドから、各論点について詳細に説明する。

スライド4ページをご覧ください。「1市の責務」について。

前回の会議において、市の責務に、「普及啓発等」の規定を追加すること、「適正飼養講習会等」の規定を追加することについて、会議としては承認するとご協議いただいた。

一方、改正法が公布され、第37条の2に動物愛護管理センターの業務として、動物愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うことが、法の本文に明記された。

これを受け、前回から修正し、市の責務に、「普及啓発等」の規定は追加せず、法に基づく運用を図りたいと考えている。

スライド5ページをご覧ください。「2市民等の責務」についてです。

前回の会議では、市民の責務に、「動物の愛護」に努めることに加え、「動物の適正な取扱い」に努めることを規定することについて、

- ・「動物の適正な取扱い」に、人が所有しない動物を含めるのであれば、条例第2条「動物の定義」と齟齬が生じる
- ・人と動物の調和のとれた共生社会の実現といった理念を盛り込んだ方が適してないか
- ・再度、整理が必要と考える

とご協議いただいた。

動物愛護管理法の目的は、第1条において、「動物

の愛護」及び「動物の管理」をもって、人と動物の共生する社会の実現を図るとされており、今回の法改正で改正はなかった。

現行の条例では、市民の責務に「動物の愛護」に努める規定しかないので、これに「動物の適正な取扱い」（動物の管理）に努める規定を加え、人と動物の共生する社会の実現を図りたいと考えている。

なお、「動物の定義」との齟齬については、今後、文言整理を行っていきたいと考えている。

次のスライドをご覧ください。「3 所有者又は占有者の責務」についてです。

前回の会議において、飼い主の責務に「周辺の生活環境の保全等」の規定を追加することについては、何をもって、環境の悪化と判断できるか難しい、というご意見をいただいたが、飼い主の責務に、「周辺の生活環境の保全等」の規定を加えることを承認するとご協議いただいた。

また、動物の所有者は終生飼養が困難になった場合に、新しい飼い主を見つける規定を追加することについては、やむを得ず動物が飼えなくなる状況は発生し得るので、市民に義務を課す規定は厳しいのではないかというご意見をいただいた。

さらに、新しい飼い主を見つける規定は、将来的に有意義であるとご協議いただいた。

改正法において、家庭や学校等で飼われている動物は、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」によるものとすることが、所有者等の責務として明確化された。

現行の「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」をお配りしたのでご覧ください。本基準は、平成14年に制定された告示であり、平成25年に最終改正された。第1一般原則の2に、所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することができないよう責任をもって飼養及び保管に努めること、と規定されている。また、4ページ、5ページの第4、第5の犬・猫の飼養及び保管に関する基準において、犬については第4の7、猫については第5の4に、所有者は、やむを得ず犬・猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者

に当該犬・猫を譲渡するように努めることと規定されている。

今回の改正において、動物の所有者又は占有者は、その動物の飼養又は保管については、この基準による責務があると明確化されたので、資料には、前回の見直しの方向性（案）のとおり、この2つの規定について追加したいと記載しておりますが、改正法の施行状況を鑑み、検討を続けたいと考えている。

次のスライドをご覧ください。「4 所有者又は占有者の遵守事項」についてです。

前回の会議で、「災害への備え及び災害発生時の動物による危害防止」の規定を追加することについては、災害に関する規定については、遵守事項でなく、抽象化して責務規定でもよいのではないかというご意見、危害防止については、条例第6条第1項第8号に規定されているので重複するのではないかとご協議いただいた。

また、「飼い猫の屋内飼養」の規定を追加することについては、承認するとご協議いただいた。

改正法において、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」によるものとすることが、飼い主の責務として明確化された。

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」をご覧ください。災害対策については、9 緊急対策として、所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、避難先における適正な管理が可能となるための移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めることが規定されている。

また、屋内飼養については、第5の2へ、猫の所有者等は、疾病的感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病的感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全

の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること等が規定されている。

今回の改正において、動物の所有者又は占有者は、その動物の飼養又は保管については、この基準による責務があると明確化されたので、資料には、前回の見直しの方向性（案）のとおり、この2つの規定について追加したいと記載しておりますが、改正法の施行状況を鑑み、検討を続けたいと考えている。

なお、災害対策については、前回から修正し、災害発生時の動物の健康及び安全の保持と文言を改めた。

また、終生飼養が困難になった場合においては、前回から修正し、新しい所有者等を探す取組みを行うよう努めることと、文言を改めた。

次のスライドをご覧ください。「5 動物の所有者になろうとする者の責務」についてです。

前回の会議で、動物の所有者等になろうとする者の規定を追加することについて、承認するとご協議いただいた。

改正法において、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」によるものとすることが、飼い主の責務として明確化された。

「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」をご覧ください。第1一般原則3に、家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないよう努めることと規定されております。

今回の改正において、動物の所有者又は占有者は、その動物の飼養又は保管については、この基準によるべき責務があると明確化されたので、資料には、前回の見直しの方向性（案）のとおり、動物の所有者等になろうとする者の規定を新設したいと記載しておりますが、改正法の施行状況を鑑み、検討を続けたいと考えている。

次のスライドをご覧ください。「6 多頭飼養の届出制度」についてです。

前回の会議で動物の所有者又は占有者に対し、「多頭飼養の届出」を求める規定を追加することについて、承認するとご協議いただいた。

法第9条に、地方公共団体は、条例に多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることを定めることができると規定されており、今回改正はなかった。

よって、法改正を踏まえた方向性（案）は、前回から修正なく、動物の所有者又は占有者に対し、「多頭飼養の届出」を求める規定を新設することを考えている。

次のスライドをご覧ください。「7 所有者の判明しない猫へ餌を与える者への対応」についてです。

前回の会議では、見直しの方向性案として、(a)餌やりルールの確立 (b)地域住民による飼育管理 (c)餌やり禁止 (d)生活環境被害の防止等より効果的な方策について、それぞれの立場の意見を考慮しながら検討することを提案させていただき、これに対し、

- ・所有者の判明しない猫への餌やりについて、何らかのルールが必要

- ・餌やり禁止は、反発や虐待が増えることが考えられる

- ・餌やりのルールを作ることは、餌をあげても良いことになる

- ・罰則を設けるのであれば、勧告、命令と手続きを厚くすべきである

- ・再度、整理が必要と考える

とご協議いただいた。

今回、改正法第25条において、都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として、環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導、助言がされること、また、報告徴収、立入検査が規定された。これは、先程改正法について説明したように、給餌をする方も指導の対象となる。

この改正を踏まえた方向性（案）として、改正法第25条の規定について、「周辺の生活環境が損なわれている事態として、環境省令で定める事態」について現段階では具体的に示されていないので、政令及び省令の改正内容を踏まえ検討が必要と考えている。

また、改正法の規定は、都道府県知事の権限であり、市長に権限移譲された場合に運用が可能となります。都道府県知事の権限移譲については、スライド12ページに参考資料として記載した。千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例において、法律で千葉県知事の権限に属するとされている事務の処理が市長へ権限移譲されているものがある。現行条例において、動物愛護管理法に関する事項としては、第1種動物取扱業の登録、監督に関する事務、第2種動物取扱業の届出、監督に関する事務、特定動物の飼養及び保管の許可、監督に関する事務、法律第25条第1項～第3項の規定（不適切な多頭飼育者に対する指導・助言等）に基づく、勧告、命令がある。

今回の法改正を受け、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例についても、項ずれが生じているので、今後改正されることが考えられる。

よって、所有者の判明しない猫へ餌を与える者の対応についての条例への検討は、動物愛護管理法の政令、省令等が具体的になってから再度検討を行いたいと考えている。

なお、所有者の判明しない猫への餌やりの具体的なルールについては、「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」を整備し検討していきたいと考えている。

次のスライドをご覧ください。「8その他」の改正事項についてです。

法改正に伴う根拠条項の整理として、条例第15条「法第34条第1項の規定に基づき」の部分について、根拠条項の改正が必要となる。

また、法に基づく文言の整理として、「飼い主」を「所有者」、「占有者」に整理する等、法に基づき文言の整理を行いたいと考えている。

次に、条例改正のスケジュールについて説明する。法との条項ずれについては、改正法の施行に合わせて、条例を整理する必要があるので、条例第15条の条項ずれ部分につきましては、早ければ本年12月議会、遅くとも来年3月議会で改正を行う。

また、現在検討していただいている、条例改正の内容については、改正法及び政令、省令の施行条項を鑑み検討が必要と考えており、政省令等が具体的にされたら、再度委員の皆様にご協議いただき、改正を進めていきたいと考えている。

.....

○森会長 ありがとうございました。少し分かり辛いところがあったかと思うが、ご説明いただきまして、論点がいくつか整理されている。まず論点ごとにご意見を出して、また質疑をしていきたいと思う。

まず、「論点1 市の責務」についてご意見ございますか。

○南川委員 市の責務で、改正法37条に入ったというは分かるが、それだから条例に入れないとという理由についてもう一度教えていただけますか。

○森会長 前回からの修正というところで、赤字で書いてある、条例に規定を追加せず法に基づく運用を図るという理由ですね。

○動物愛護指導センター所長 これについては、市としては条例に入れることを考えていたが、法律に今回動物愛護管理センターの業務として明記され、法律の中で啓発等はセンターの仕事として取り組んでいくということであり、今回条例には入れず、法律に乗せていくこうというように考えた。

○森会長 わかりました。南川委員、ご意見は。

○南川委員 それも一つの考え方と思うが、法律に入ったセンターの業務というところと、市の責務というのは次元が微妙に違うような気がする。市の責務としてきっちと謳うということは重複があってもそれで何か問題があるわけではないので入れてもいいのではと思う。

この法に基づく運用を図るのにあつたらかえって邪魔だということであれば入れなくていいが、邪魔

でないのであれば入れてもいいかとは思った。

○森会長 法律の専門的なところではどちらでもとれるということでよろしいか。

○南川委員 市の責務とセンターの業務というは、次元が微妙に違うので、業務にあっても責務に入れるというのは、やるという宣言であるので入れてもいいのではと思った。

○森会長 この市条例は動物愛護管理法施行条例ではなく、固有条例ですよね。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○森会長 であれば、あってもおかしくないというご意見も確かにそうだ。皆さんいかがか。責務は、市役所では法律に書いてあるから、市条例から省いてもいいという案のようですが。南川委員のご意見ではあっても何ら問題ないだろうと、市の姿勢を示すためにも必要だろうということですが。これについていかがか。石川委員いかがか。

○石川委員 前向きな姿勢として、あえて書いてもいいと私も思う。まだいろいろ決まってないと思うが、広報その他啓発活動をどんな内容を具体的にやろうとかいうのは、決まっているか。

○動物愛護指導センター所長 前回の対策会議の中で、市としてはこのような啓発に取り組んでいますという様々な紹介は差し上げたが、それに加えてまたもっと効果的な広報啓発の方法があれば、それは市としては取り組んでまいりたいと思う。

○森会長 よろしいか。

○石川委員 はい。

○森会長 これについて入れるという方向でよろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○森会長 反対の意見は無いので、これについては、法に書いてあるが、市条例にも姿勢を示すために入れていきましょうということで意見を取りまとめたいと思う。

次に「論点2 市民の責務」については、文言整理はあるけれども修正はしないというご説明でよろ

しいか。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○森会長 委員の皆様いかがか。特段ご意見ないか、以前から議論してきたところなので。平川委員いかがか。

○平川委員 これは改めて規定を加えるという方向で進むと思うが、法改正の趣旨と整合性が図れるのであれば、今までの議論を踏まえた中で改正していただきたいと考える。

○森会長 ありがとうございます。これは、法律の改正の趣旨と齟齬が生じるような内容ではないということでおろしいか。

○動物愛護指導センター所長 はい、齟齬はない。

○森会長 これについても従前からの議論の流れもあるので、市の原案どおり、市民の責務に、「動物の愛護」に努めることに加え、「動物の適正な取扱い」に努めることを規定するという方向でいきたいと思う。

続きまして、「論点3 所有者又は占有者の責務」ですが、市の原案では、法改正がされたので、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に基づいて行うという説明だったと思う。法改正に伴って、平成25年改正の家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の改正は見込まれるか。

○動物愛護指導センター所長 まだ分からない。

○森会長 法改正があったので、基準の見直しが、環境省令や政令を検討する段階で出てくるかと思うが、まだこれについては情報が入っていないこと。そうすると、具体的な内容はペンディングということでおいいか。

ただ方向としては、今までの議論からいくと、飼い主の責務に周辺の生活環境の保全等の規定を追加すること、それから終生飼養が困難になった場合に、新しい所有者等を探す取り組みを行うように努めることを追加するという方向について何かご意見あるか。具体的な基準については明確になっていきませんけれども、こういう方向でいくということで取りまとめたいと思いますが。駒田委員いかがか。

○駒田委員 終生飼養が困難になった場合にというところが大丈夫か。

○森会長 想定される終生飼養が困難になった場合というのが、不可抗力な場合と自らが困難だと言った場合があり、この辺りについてはまだ議論が進んでなかつたと思う。この終生飼養が困難になった場合について、他県の全国的な何か事例をご存知か。

○駒田委員 動物愛護管理法には、これと似たような表現はあったか。

○動物愛護指導センター主任技師 法律には書いてない。家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の方です。

○森会長 告示に定めてある。

○駒田委員 基準にはどのように書かれているか。

○動物愛護指導センター主任技師 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の中で、犬の所有者の基準が第4の7、猫の所有者の基準が第5の4に書かれている。

○森会長 これについては法改正後に改正されるかどうかまだ分かっていない。

○動物愛護指導センター主任技師 全く示されてない。

○森会長 分からないが、ただこれよりも後退することはない。

○動物愛護指導センター主任技師 おそらくそう思う。

○森会長 これが後退すると困るので。この辺についてはまだ詳細が分かっていませんが、会議の姿勢としては従前からの議論を踏まえていくと、やはり新しい所有者を探す取り組みを条例の中にも規定していただきたいと思うがいかがか。

（「異議なし」の声あり）

○森会長 わかりました。条例改正については事務局で示していただいた案の、飼い主の責務として「周辺の生活環境の保全等」の規定を追加すること、「終生飼養が困難になった場合に新しい所有者等を探す取組を行うよう努めること」を追加するということで進みたいと思う。

○駒田委員 南川委員にお聞きしたい。この基準だと、例えば犬だったら、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなつた場合と書いてあるが、これだと、終生飼養が困難になった場合とあり、このところは全く同じ意味というように取れるか。

○南川委員 このスライドの文言がそのまま条例の文言になるかというと、またそれは別なのかなというように思っている。

趣旨としては、こういう困難という意味だと思うので、それを条文に起こす時は、またどうするかというところかとは思った。

○駒田委員 ありがとうございます。

○森会長 これがこのまま条文になるというわけではなく、考え方という形でとらえていただければと思う。所有者又は占有者の責務について他にご意見、これ以外にもしあれば。

○南川委員 前回、他県や他市の条例の比較があつたので、その辺りをおそらく参考にしてことになると思うが、そこでまた検討すればいいのではないか。

○森会長 ありがとうございます。それでは論点3については、この形で進めるということにしたいと思う。

「論点4 所有者又は占有者の遵守事項」についてです。

「災害発生時の動物による危害防止の規定を追加する」、「飼い猫の屋内飼養の規定を追加する」ということについて議論をしてきたところですが、今回の法改正で、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を遵守することが明確化され、家庭や学校で飼われている動物は、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準によるものとするということで、これもこの改正法は、全く新しい規定ではないですね。

○動物愛護指導センター主任技師 もともと法第7条第7号で、環境大臣は、関係行政機関の長と協議して動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができるという規定がありました。これに基づいて、先ほどご説明した、家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物の4つの基準が定められていたところですが、今回の改正法第7条第1項で、この基準が定められたときは、動物の飼養及び保管につ

いては当該基準によるものとすることが加えられ、動物の所有者または占有者はこの基準によって、動物を飼養保管しなくてはいけないということが明確化されました。

○森会長 第7条第1項の追加部分、この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第7項の基準が定められたときはとあるが、この第7項の基準というのと定められているか。

○動物愛護指導センター主任技師 はい。この基準が、家庭動物等の4つの基準になる。

○森会長 既に定められているということで、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準がこの基準になる。この基準、告示も改正されるかまだ分からぬということ。その中でも、私どもの進むべき方向としては、「災害への備え、災害発生時の動物の健康及び安全の保持」の規定を追加するということと、それから「飼い猫の屋内飼養」の規定を追加するということで、条例化することによってカバーできるだろうと、こういう考え方でよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○森会長 特に、飼い猫の屋内飼養の規定の追加については、いろいろ議論があり前回うまくまとまってきたところであり、条例化を持っていきたいと思う。これについて皆さんご意見はございますか。

○平川委員 第7項の基準が定められたときはその基準に従うということですね。第7項の基準は既にあるので、改正法の追加部分は、その基準を有効化させるための規定という理解でよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 はい、この規定を遵守するように努めるということが法律に載ったというような考え方になる。

○森会長 法律に則って遵守しなさい、市条例でも遵守しなさい。現行基準にもあるのですよね。

○動物愛護指導センター所長 この家庭動物等の飼養及び保管に関する基準は告示という形で定められていた。今回この基準を遵守するということが法律に加わったことで、法律とこの告示がセットになったというような感覚で捉えていただけたらいいのかと思う。

○森会長 そうすると、法律を受けて告示があるのが少し違和感あり、国の考え方というか分からぬですが、割と多いのが、法律であると省令受けが多いですね。

○平川委員 先に基準を作つておいて、後から法律でカバーするように感じる。少し違和感があるが。

○森会長 可能性としては、告示から環境省令だとか政令に引き上がるっていう可能性もゼロではないか。南川委員いかがか。

○南川委員 今こういう状態だということを前提に考えるしかないのかと思う。

○森会長 分かりました。いずれにしても、基準が現行基準なのか、これから作られるか分からぬけれども、我々が議論してきた災害時の問題であるとか、猫の屋内飼養については、条例化していくという方向で皆さんよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○森会長 分かりました。

次に、「論点5 動物の所有者等になろうとする者の責務」について、動物の所有者等になろうとする者の責務を入れようということについて皆様いかがか。これから動物を飼おうという人にも規制がかかってきますよということになるが。

○平川委員 よろしいかと思う。

○森会長 では、これについてはこのままの方向でいくということでおよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○森会長 それでは、「論点6 多頭飼養の届出制度」については、前回、届出制度を設けていくことで定まっている。法律の改正もこの部分はないということなので、そのままの形で条例化する。技術的な問題は出てくるかと思いますが。具体的な届出制度を作るとなると、条例だけでなく細則も改正しなければならないとか。法改正もありませんでしたので、前回同様に、動物の所有者又は占有者に対し、

「多頭飼養の届出」を新設するということでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○森会長 はい。全員よろしいということですね。

次に、「論点7 所有者の判明しない猫へ餌を与える者への対応」ということで、これが大きな今回の法改正のポイントになってくるのかと思う。

ここの考え方方が少し分かり辛かったですが、県の事務を船橋市に移譲してくるというような考え方があるのですか。

○動物愛護指導センター所長 これは法律の中でいうと、法第25条を見ていただくと、都道府県知事は、という書き出しになっている。船橋市は中核市で都道府県知事の中に入ってきませんので、県知事の事務について、県の条例で定めて市長にその権限を移譲するというような流れになる。こちらについては、資料12枚目のスライドに、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例という県条例によって、権限が船橋に移譲されるであろうということになる。現在も、第1種動物取扱業の登録監督に関する事務等移譲されていることが既にある。12枚目スライドの4番の法律第25条第1項から3項の規定に基づく勧告、命令が、この県の特例条例に基づいて、船橋市長に権限が移譲されており、市で行っているが、この部分が、改正法に第25条第1項が新しく加わったので、項ずれを起こしてしまい、それについてはまた県が考えて、市に権限を移譲してくるであろうと考えられる。それに伴って、今度、飼い主のいない猫に給餌、給水する者への指導が船橋でも行えるようになるであろうという話になる。

○森会長 するとこの千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例が、改正法と条ずれが生じているので、これから改正法どおりに運用できる形になおるであろうと。具体的な規制内容については、これは市で定め運用できるということか。

○動物愛護指導センター所長 今まで法律には、所有者や占有者に限られていた。また今回は、多頭飼養も抜けているので、餌やり者や給餌、給水に関する

者に対する指導等ができるようになってくると考えている。

○森会長 それは、都道府県知事の権限が市長に特例条例で下りてきて、具体的に行う場合ですね。前回までいろいろな議論の中で、飼い主とは何なのかという議論があった。餌だけあげている人は飼い主の中で行うのか、それについての義務はどうなのか、責任はどうなのかという議論が何回もされたが、今度法律の中で、給餌若しくは給水に起因した騒音云々というのが加わったので、誰でも指導を受けることになると、こういう解釈でよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 はい。これについても法律の運用でそういうことができるようになると思うが、環境省令で定める事態が生じていると認めるときというような書き方がされており、その部分がどういう状態で指導ができるのかというところは、これから環境省令が示され、具体的な指導方法が決まってくると思う。

○森会長 少し整理がつかないのだが、都道府県知事の権限である餌やり者等の指導については、県条例で市長に下りてくると。市長は、環境省令の基準に基づいて指導するという形でよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 はい。現行の法律だけでは私たちは動けないので、県の権限を船橋市に移譲することによって、改正法の第25条の第1項によって、給水、給餌によって地域の生活環境を悪化させている方に対して指導ができるようになる。

○森会長 分かりました。そうすると、あと条例の方にこの問題が出てくると思うが、ここら辺の整理はどうなるか。

○動物愛護指導センター所長 これについては、法律で動けるようになるので、罰則も付けられると思うが、条例については、今後また検討していただくことになるかと思う。

○森会長 まだこれについては具体的なものが出てこないですかね。宮里委員、どうぞ。

○宮里委員 餌やり、水やり禁止ということについて、私の町会も、町会の役員が決定する前に、個人が勝手に役員だったために広報に載せて、皆さんがまるで周知している状態の結果、今携わっている、

捕獲する猫、野良猫が実は2kg以下だった、母親が。病院に持ち込みましたら、あまりにも痩せすぎて、手術はできないと、ある程度栄養を付けてからじゃないとできないと。逆に条例で明文化してしまうと、こういう事態がどんどん出てきて、そういう動物が生きていけなくなるのではと私としても危惧している。

捕獲した猫でまだ乳離れができない子猫は里親にかけようということでお願いしているが、一旦捕まえた母親がやはり暴れて騒ぐものですから、病院から連れてきてから仕方なく、手術できないから、少し栄養点滴等しながら餌をいっぱいあげて太らせてから手術を持って行こうかと計画したが、一旦もう放してしまっている。

そういう事例がどんどん出てくるので、あまり明文化されると、逆に餌やりはしてはいけないと皆さんに言ってもらわっても構わないが、条例で明文化されると、同じような猫たちが増えてしまう気がして前から反対している。まだ、はつきり条例が明文化される前にもう一度お願ひしたい。

○森会長 この改正法の条文を読む限りでは、給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態という大前提があるので、今の給餌給水をしている方が環境保全に努めていただいている限りであればこれは問題がないかなというように読める。

○宮里委員 そうですね。私も周りに迷惑をかけないように、糞掃除をしたり、すぐ片付けたり、むやみにただ餌をあげている方にも指導しています。

私は努力していますが、町会外の所からそういう問題が出て、私が町会を超えて活動に入っている。それがさっきの事例でした。

○森会長 ありがとうございます。そうしますと、所有者の判明しない猫へ餌を与える者への対応について条例化の考え方として、まず、法律が改正されたので、政令省令の改正状況を見ていこうというのが1つ。それと、千葉県知事から船橋市長へ権限がどのように移譲されてくるかが1つ。具体的な餌やりについてのルールについては、船橋市猫の飼育・

管理に関するガイドラインを改正法第25条の本文に書いてある内容を踏まえた上で作成する。その3点をするという形で、条例改正になっていくということでおろしいか。

○動物愛護指導センター所長 前回までこの部分について、すごく大きな問題でしたので、条例に載せることで考えていたが、法律がそこで改正され、こういった条文ができ上がったので、まずそこについては政省令を見て検討していく必要があるということ、また、細かいルールについてはガイドラインを改定して示していくというような方向性で今のところは考えている。

○南川委員 考え方の質問だが、県の条例で市に下りてきた場合に、特にそうなった場合は、施行条例のような形で船橋市は何か条例のように作る必要や作る予定はあるのか、それとも、下りてくれば法律に基づいて行うから、市としては特に内規というようなものは作るかもしれないけどというレベルなのか、その辺りを教えてもらえばと思う。

○動物愛護指導センター所長 今のところは、法律がこういう形で改正されましたので、法律を運用していくというような考え方でいる。

条例にするかどうかというのは今現在では考えてはいないが、政省令を見ていく必要があるというように考えている。

○平川委員 南川委員と同じような質問になるが、今まで法律上あってもこれを都道府県知事の権限だから、市としてはそれを対応できなかったと。ただそれが市に移譲されてくることによって、法律上、飼養している人たちへも、助言、指導や立入検査という具体的な実行ができるようになるという。だから、それが市に下りてくるという前提でいけばこのところは今のところ触る必要はないっていうことか。市に下りてきた時点で、また必要があれば、そこで再度ガイドラインについて議論していくということでおろしいか。

○動物愛護指導センター所長 最初の部分だが、第25条第1項は以前の法律だと、多数の動物を飼養する者とか、所有者はと規定されていたが、その部分

が今回無くなった。それによって、今まで法律の中では所有している者とか、多数の動物を飼養する者に対しては、この法律で規制をかけることができたが、今度新しい法律でその部分が抜けたので、今度は飼養していない餌やり者等にもこの法律に基づいて指導ができるようになる。なので、新しく法律が変わったというか、今までそういった、餌やり者や飼い主のいない猫等に対する規制がなかったが指導できるようになるというような考え方です。

○森会長 南川委員の先程のご質問と被ってしまうが、これをガイドラインで定めておくのがいいのか、条例で定めた方がいいのかの議論が出てくるかと思うが、これはどうなのか。条例化できるのかどうか。

○南川委員 法律だと、命令に違反した者には罰金を課せるところまで規定されているので、前回議論をしたようなところも全部法律にはおそらく書いてあるということだと思う。となると、猫の飼育・管理に関するガイドラインを整備し検討するというの、どこに当てはまる何を位置づけるのかというところで、環境省令でどういう事態かというところは出ているわけなので、それにプラスして仮にガイドラインを設けた場合に、ガイドラインと法律との関係というのが問題になってくる。あくまでもガイドラインなので、参考にこういうことをしてくださいという意味合いでガイドラインを設けるというのは一つ意味があるのかもしれない。

○保健所長 元々ここのテーマにもあるように、所有権があるものについては先ほどから出ていますように、これまでの法律においても当然県知事による指導権限だとか、それが船橋市に対しても移譲されて対応できるところだったが、所有者の判明しない猫なので、この対応できない人たちに対してどうするかということでこれまでここでもご議論いただいた。

そこで、やはり何かしっかりと根拠がないといけないでしようからということで、条例化も見据えながら、ここでまずどういう指導等ができるかということをご検討いただいたわけですが、結局、国の方においても同じようなことの問題意識があつて、法律でもってそういうことに対してしっかりとできる

ようにしようとそこまでしていただいた。その法律の中に、今後環境省令でさらに具体的なことは定まってくるということで、当分は注視することになるが、そこだけでは足りないというようになった場合には、ここの場で引き続き、新しい法律に基づく、環境省令のところでもまだ少し枠が狭いとか、あるいは、法律が県知事から特別にまた船橋市に下りてきたとしても、それだけではまだ足りないということであれば、プラスアルファで条例にその部分を措置しないといけない。その場合は、国であれば法律に対して環境省令でより細かく示すのと一緒で、市でも条例で規定する上で、実際にもっと細かくガイドラインで示すというところは出てくるかもしれません。

法律と環境省令で、ここで言いたいことが全部含まれているということになれば、もちろんこれでいいのではないかということになるが、条例化の話だと、特に県から特例条例で下りてきたらそれを執行するだけの形になるというように今は想定している。

○森会長 ありがとうございました。

○平川委員 第25条の部分では、先ほどから今までも議論になっているが、餌やりをしている者という言い方がずっとこの会議の中でも議論になってきた訳だが、それを、餌やりをしている人という限定ではなくて、周辺に影響を及ぼしている者に対して指導ができるという法律上の改正があった。それは、都道府県知事の権限です。ただ今後、都道府県知事がそれを市に下ろしてきたときに市長の権限になる。だから、この法律に基づいて同じことができますと。そこまではいいのだが、そこにガイドラインを作るということは、所有者の判明しない猫についてそれを特出して、市はなんかしますというような話にはならないか。当該事態を発生させている者、これは餌をあげている人だけではないと思う。全てをひっくるめて言っているのだと思う。そこにガイドラインは、餌やりをしている人だけのガイドラインを作るというのは。

○駒田委員 このガイドラインを作ったときに、餌やり者とかそれだけではなく、船橋市における猫の

飼育・管理に関するガイドラインということで、一般の飼い主も含んで、飼っている方も外に出さないようにならうとか、適正飼養のことが書いてある。もし餌をやるのであればということなので、これは別に餌やりのためだけではなく、このガイドラインの中の餌やりの部分は、適正飼養に関しては10年程経っても大きくあまり変わっていないので、もしあれば見直す必要があると思うが、餌やりのルール等に関してはガイドラインを作つてから約10年近く経っているので、少し変更が必要なんじゃないかという意味です。

だからこのガイドラインというのは、別に餌やりのためのガイドラインではなく、船橋に住んでいらっしゃる方、猫を飼っている方、猫に関わっている方、あるいは地域住民、全てに係つてるので、特に餌やり者のためのガイドラインではないということは誤解しないでいただきたいと思う。

○平川委員 それは分かっているつもりだったが、少し言葉が足りなかつた。その人だけに特化をした部分のガイドラインのルールを作り直しますと見えたものだから、そこだけに特化していいのかと思っただけです。

○森会長 これについては、ガイドラインでいいのかどうかという議論が1つあって、次にその内容として、飼い猫、餌やりというような分類ができるくるかと思う。ですから、今あるガイドラインだけではいざれにしても網羅しきれていないので、見直しが必要になってくるのだろうと思う。

○駒田委員 ガイドラインから少しのぼつていき、条例にするかどうかという部分だが、この法律のここだけ見ると、騒音、騒音と言つたら大体鳴き声等、と悪臭の発生、これは糞尿だと思うが、動物の毛の飛散、多数の昆虫、ノミ・ダニ等の発生によって、周辺の生活環境が損なわれている、というように結構具体的に書いてあるが、逆に具体的に書きすぎてしまつて、例えば尿をした、でもそんなに悪臭はしていません、でも芝生が枯れてしまつたというような生活環境が損なわれたことに関しては引っ掛からないような気がする。具体的に書きすぎてしま

つて、法律の事だから、それに対する文句を言うわけではないが、これだけではちょっと足りないので、これに起因する生活環境が損なわれている事態と書いてあるので、これ以外で生活環境が損なわれるケースもおそらくあるので、その辺のところを条例でカバーしたらいかがかなと思った。

○森会長 これを見ると、例示としていろいろあるが、例えば猫の爪とぎで困つているとか、そういう方はいると思う。それについては、環境省令で定める事態というところで全部受けてしまうのではないかという気がしないでもない。

○南川委員 環境省令を見てみないとなんとも言えないところかと思う。

○森会長 やはりこれは、データが出てこないとなかなか議論が進まないということでおろしいか。

（「異議なし」の声あり）

○森会長 次に、「論点8 その他」の部分ですが、これについては、法改正を受けて根拠条文の整理をします。先程の事務局の説明では12月ないしは3月議会にかけるというお話をしたか。12月議会ですか。

○動物愛護指導センター所長 条項ずれについての部分だけは、今年中に改正する。先程まで議論していただいた部分については、細かい政省令が出てきましたら、また今度条例の条文等をお示しできると思うので、そこでまたご協議いただき、それは来年以降、改正法の施行がまだなので、政省令が出て改正法が施行され、県の権限が下りてくる、これらを見極めて、その次の段階で、第2弾の条例の改正ということを考えている。

○森会長 分かりました。これについては、スケジュールを管理していただければと思う。

○南川委員 千葉県知事の権限に属する条例の審議される時期というのは、改正法の1年以内の施行前なのか、その辺りどうか。

○動物愛護指導センター所長 前であろうと考えている。

○南川委員 何月議会であるとか、目途はあるか。

○動物愛護指導センター所長 施行の時期が、環境省に聞いても分からぬが、6月19日公布で来年6月1日までには施行しますというところまでしか分かっていない。1年以内の施行ということで、その施行時期もまだ分からぬが前倒しになるのか、感じとしては6月1日に施行になる、その以前かと思う。

○森会長 そうすると3月県議会とか、年末か、年度当初とか。

○動物愛護指導センター所長 分かりませんが、おそらく政省令が出るのが、施行の直前なのではないかと思う。

○森会長 県民を縛るような条例ではないので、多分ギリギリのような気はしますけれども。これについて他にご意見はございませんか。

○駒田委員 今更で申し訳ないが、今回の法改正で、愛護センターの業務規程という中で、災害対策本部について触れてない。最初の改正法についての資料18ページで、動物愛護センターの業務を規定するスライドです。これを入れて欲しいとずっと思っていたところだったが入らず、船橋市では災害が起きたときの災害本部っていうのは、やはり愛護センターに設置するということで、それはどこかに何か明記されているのでしょうか。

○動物愛護指導センター所長 それについては検討がこれからまた必要な部分かと思うが、広域で災害について考えていく必要があるということ、また千葉県のマニュアルの中に船橋市が被災した時は、船橋市が動物救護センターを、県が救護本部を設置することになっている。災害対策本部があって、救護本部があって、救護センターを愛護センターが設けることが県のマニュアルに載っている。その中で、船橋市が被災した場合には、県の組織の本部体制の中に含まれていくというようなことが書かれている。では具体的にどういうような流れでこの本部に加わっていくのかというところが、まだ話し合われていない部分があるので、県にもそのことについてはどうなるかということを投げかけているところです。今後、船橋市とは限らず、千葉県、千葉市、柏市を

含めて、話し合いをしていくというように県から伺っております。

○駒田委員 実は、県では災害対策本部を愛護センターにというか、設置するという規約がない。今、多分県の獣医師会が、去年ここ1、2年動いてくださって、今度その条例なりなんなりに入れてももらうように今働きかけてくださっている。ただそれが実現するかどうかというのは、未定の話ではあるが。なので、今千葉県はどうなっているかというと、ご存知だと思うが、都町の獣医師会が動物救護本部を担うっていうことになっている。縁起でもないが、都町で災害が発生したらどうするかというと、獣医師会は各地に支部があつても本当の意味での支部ではないので、都町が被災したら他に持つて行くところがない。県の例えれば愛護センターというように決められていたら、例えば富里が被災しても、東葛飾支所がある、各地域の保健所があるというところで、他の所が担えるということになるだろうけれど、今は千葉県ではそういう規定がない。

船橋市で先んじてそういうように規定したらどうかと少し思った次第です。

○動物愛護指導センター所長 県でもいろいろ考えてくださると思うが、船橋市だけで救護本部を立ち上げてというのは、センターの人数的に言っても非常に困難極めるものというように私は考えている。センターのメンバーは6人で、救護本部を立ち上げて、それでいつもの何十倍もの仕事をするような話になってしまふ。そういうところで今後、近隣の千葉県、中核市、政令市と、自分たちが被災したときにどうするのかっていう課題ではないかという投げかけはしてある。

○森会長 駒田先生のお話の中で、獣医師会の救護本部というお話があったが、行政に協力するということですか。

○動物愛護指導センター所長 県の対策本部の下に救護本部があつて、その救護本部は獣医師会館に設ける。獣医師会はその本部の事務局として動くというような、そういう流れになっているようです。

○森会長 初めてそういう体制があるということを聞いた。今まで大体行政の対策本部に獣医師会が協

力をするとか、愛護団体が協力をするというのが今までの形だったものだから。

○駒田委員 千葉県獣医師会と千葉県とで協定を結んでいて、その中で協力をすることによって、救護本部が獣医師会に設定されるようになってしまったらしい。

○動物愛護指導センター所長 マニュアルにはそうなっている。

○平川委員 本部を設置するだけで、獣医師会の業務として本部を担うということではないですよね。

○駒田委員 獣医師会に事務局を置くということで、本当に何人もいらっしゃらないので。

○森会長 任意の公益社団法人ですので、中村副会長ご存知か。

○中村副会長 私もあまり担当でないので詳しく分からぬが、一応本部を置いたとしても、実際そういう救護に携わるのは、開業獣医の会員の獣医師がボランティアというか、そういう形であると思う。

○駒田委員 恐らく、実際の治療や、そういうのは獣医師に頼らざるを得ない。もちろん他の人間ではできないが、そうではなく、その事務局自体を獣医師会に設置しているというところが、少し問題なのではと思っている。県は、救護本部に関してはやらないというように今はなっている。やらないという言い方は悪いが、獣医師会に持っていってしまっているということですね。

○動物愛護指導センター所長 県の内部のことは私も詳しくはりませんので。

○森会長 これについては、もう少し動きを見てから、仕組み自体がよく分からぬので。いずれにしても、当会議としては、災害時に犬猫による危害防止も含めて、命を守り衛生を保つというのが大前提だということで考えていきたいと思う。

○駒田委員 そうですね。そこで市の事務の部分に、救護センターなり、災害本部置くことは、今の話で保留する。

先ほどの飼い主が災害発生時の動物の健康及び安全を保持する規定を追加するところ、これは所有者または占有者の遵守事項になっていると思うが、こ

れは市の義務としても少しこれに似たようなものを入れていただけないかと、検討していただけないかと思った。

○森会長 改正条文がどうなってくるかということもあるが、これについては当会議としては進めいくという形になっている。

○駒田委員 これは、所有者の遵守事項なので、市の義務としても同じように検討していただきたい。

○森会長 分かりました。市の責務には今回出ていなかった。

○駒田委員 市の責務の中には災害の話は今日は出でない。

○南川委員 私の記憶だと、前回それを言ったと思うが、災害対策本部、結局建て付けの問題でここには入らないというような話を前回議論したような気がする。

○森会長 要するに、災害対策本部の管轄下に入ってくるので、動物だけ特出しができないという形だったと思うが。

○駒田委員 具体的にということではなくて、市の責務として、動物の健康及び安全の保持を推進していただきたいと思った。

○中村副会長 それを災害に絡めるとまた問題が変わってくるということですかね。なので、多岐にわたるし、膨大な検討事項もあるから、別で災害の時は考えましょうということだったと思う。私もうろ覚えですが、確かにそんなような話があったと思います。

○駒田委員 所有者だけにそれが加わるというのはちょっと。

○森会長 ですから、この市の責務のところで包括的に述べてしまうかどうかというところですよね。

○駒田委員 はい。そういうことです。

○動物愛護指導センター所長 市の責務ということになると、市の責務の中には災害医療もそうでしょうし、膨大な災害時の対策というのがある。保健所でも災害医療を行っている。その中で、前回お話しした地域防災計画というものがあり、その中で市のやるべきことというものは謳われている。その細かい

部分について、今後我々も検討していかなくてはいけないが、市の動物の条例でなくて、災害の防災計画というものは、県も市も作らなければいけないので、その中にはペットの対応というのは謳われている。

○駒田委員 具体的に何を心配していたかというと、結構あちらこちらで聞くのだが、同行避難で一緒に犬なり猫になりを連れて学校に行き、でもそこの学校の校長先生が、犬が嫌いなので、うちの学校には入れないでくれということが、これまでの災害でも発生している。また、ある市で同行避難に関して、とにかく初期段階は発災直後に関しては皆さん地域の避難所に行くわけですよね、その避難所に犬が本当にに入るかどうかというところをある市の方々が教育委員会を通じて校長先生に聞いてみたら、うちは困る、うちは困るというところがすごく多くて、うちはいいよって言っても、住宅街で犬が4頭、5頭、6頭いて、ワンワン夜中まで鳴いていて、近隣住民から苦情が来るのが怖いから、その市では、避難所で犬猫がOKの避難所は市の中で4つ位にしてしまおうとか、そういう話が出ているので、教育委員会も含めて、協力することを何らかの形で、法に則ってというか、条例なりに則って協力を要請できるようにしておいていただきたいと思った次第です。

○森会長 市はまだ災害対策会議は前段階ですよね、枠組み作りをしている段階。

○動物愛護指導センター所長 同行避難については、市の総合防災計画の中に項目はあり、同行避難まではできると思う。その先についてはまだ決まってない部分があるのかと思う。この後に、その辺のお話も含めて、町会・自治会と訓練等をして、市民の方に多くそういったものを知って貰おうということや、あとは、同行避難と同伴避難は違うというところを、パネル展等、今年から市の多くの公民館で啓発も行っていく予定です。

○駒田委員 ありがとうございます。市民への啓発はそれでいいと思うが、やはり教育委員会とか、そういう避難所の長であるのは多分校長先生とかそういう方になると思うので、その校長先生がうちの学校には入れないでくれ、もちろん校長先生は復旧が

大変だからとか、毛の飛散があるとか、アレルギーがあるとかで断る校長先生も結構いらっしゃるのでそちらの方を、市民の方は、防災訓練等で一生懸命啓発していけばいいと思うが、上の方々、実際連れて行きましたということでも、うちの学校は入られては困るよということも実際出てきているので、そこのところを何かしていただきたいと思う。

○森会長 それでは、市の防災計画の方で話題として挙げていただくようにお願いできればと思う。

3. その他

(1) 市民意識調査について

(2) 総合防災訓練について

(3) 次回の会議について

・船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題検討スケジュール（予定）

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長 資料3をご覧ください。

スライド2ページ、1.市民意識調査について説明する。

市民の声を聞く課において、広く市民の意識を把握し市政に反映させるため、市内に在住する満18歳以上の男女を住民基本台帳から3,000人無作為抽出し、郵送法により年1回市民意識調査を行っている。

本年度は、この調査の中に、動物の愛護及び管理に関する項目を設定し、

・動物愛護指導センターの認知度について

・動物（ペット）の飼養について

・動物（ペット）に対する災害時の備えについて

・犬、猫による迷惑を受けた経験、迷惑を受けた場合の対処方法について

・地域猫活動の認知度、地域猫活動に対する意識について

・猫に関する事業として、市が重点的に取組むべきことについて

の調査を加えていただくことをお願いした。調査結

果については、本年度内に取りまとめられ、公表されますので、この会議においても結果を報告させていただくことを予定している。

また、条例改正における基礎資料としても用いたいと考えている。

次のスライドをご覧ください。2. 総合防災訓練について説明する。

令和元年8月25日（日）に、船橋市立船橋中学校において、ペットの同行避難訓練を行う。

避難所生活において人とペットが共存するためには、特別な配慮が求められるので、事前の対策や飼い主の認識（安全管理・飼主が行うべき対策・しつけ・環境衛生等）を高めるために訓練を実施する。

当日は、町会・自治会、船橋中学校の生徒、協力関係団体（京葉地域獣医師会、J-HANB S）に御協力をいただきながら、町会・自治会の方20名程に避難者として参加していただく予定です。

以上です。

.....

○森会長 ありがとうございました。これについて何かご質問ございますか。

○駒田委員 今の追加の情報として、この翌週に県の9都県市総合防災訓練が船橋で実施される。これは、自衛隊や警察やいろんなところが来て大がかりで、特に今回は千葉県がメイン会場になっているので、安倍首相が来るか、安倍首相の代理の方が来られるか、というような大がかりな訓練になる。防災フェアも、一緒に行う。私達、千葉県愛玩動物協会と千葉県獣医師会と一緒にテントでペットの防災対策について、普及啓発しますのでよろしくお願いします。

○森会長 会場はどちらですか。

○泉谷委員 会場は、高瀬総合運動場。

○駒田委員 それと、サッポロビール園のシラセの所です。

○森会長 わかりました。ありがとうございました。それでは、次回の会議の予定ですが、事務局から

スケジュールをいただき、今日の議題の意見取りまとめ、災害対策、狂犬病含む動物由来感染症について、今後の会議の進め方について、次回は議論をしていきたいと伺っている。次回は事務局では11月頃というお話だが、今日の話を伺っていると環境省の方からの情報、それから県の条例の動き方が11月ではなかなか出てこないところがあるかと思うが、11月で会議大丈夫か。

○駒田委員 県の条例に関しては、10月28日に千葉県動物愛護管理推進協議会があるので、そこで第1回の検討会が行われる。恐らく検討会といつても、今日行ったことのよう、改正の説明で終えてしまう可能性がある。

○森会長 事務局から、狂犬病を含む動物由来感染症についても少し議論して欲しいとか、災害対策についての議論にして欲しいということは分かっているが、これが11月にどうしてもやらなければならぬという内容か。例えば、もう少し環境省の物が出てきた後にまとめていっぺんに議論した方がいいのかどうか。

○衛生指導課長 本日はありがとうございました。

11月ということでこちらに書かかせていただいている、皆様になる前の委員の方に中間取りまとめというものを出していただいている。その中に災害対策や、動物由来感染症について、今後協議が必要だということでご意見をいただいたが、今まで全くその点については、猫に関しての議題に特化してしまっているので、その部分について全く議論をいただいておらず、こちらからの今後の方向性等も示させていただいているので、条例の改正案は先程当センター長から説明させていただいたとおり、条項ずれについては12月の議会でと考えておりますが、詳しくは環境省令が出なければ分からぬというようなことも多々ある。そのため、一旦、もしかしたらここで終わってしまうかもしれないが、實際には環境省令が少なくとも6月、6月1日に法が施行になるので、環境省令が出てしまうとまた条例についてこちらの方で改正するのはどうしたらいいかや、条例にやはり飼い主のいない猫に対する給餌

の部分を組み入れる、組み入れない等協議いただいてというような形になってしまふので、皆様につきましては、来年11月までの任期になつております、それまでには条例改正は終わりましたというふうに考えている。そうすると、今度の11月が、前回の中間取りまとめ触れられてない部分を触れられる唯一と言つては言い過ぎかもしれないが、機会ではないかと考えているので、できれば11月に開催させていただき、中間取りまとめ出されて全く触れてない部分について、こちらからお話をさせていただきたいのと、委員の皆様からご意見をいただきたいというふうなことで考えている。

○森会長 わかりました。この会議に諮るべき事項が11月にあるということでよろしいか。

○衛生指導課長 はい。

○森会長 次回は11月頃の開催ということで、日程等については事務局とまた調整の上連絡をするという形にしていただきたいと思う。

平川委員

駒田委員

石川委員

宮里委員

南川委員

[欠席委員]

なし

[関係職員]

筒井保健所長

小出保健所理事

松野保健所次長

由良衛生指導課長

竹田衛生指導課長補佐

鈴木動物愛護指導センター所長

千葉動物愛護指導センター主任技師

中山動物愛護指導センター技師

[傍聴者]

2名

○森会長 以上で、第9回動物愛護管理対策会議を閉会する。

16時15分閉会

[閉会後]

○衛生指導課長 森会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

[出席委員]

森会長

中村副会長

泉谷委員